

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当るとその翌日)

## 目 次

- ◇ 訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定  
生活保護法による医療機関の指定  
保険医の登録  
土地改良事業の認可  
入会林野整備計画の適否の決定  
銃猟禁止区域の設定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 消防設備士試験の合格者
- ◇ 正 誤 昭和五十四年九月鳥取県告示第七百七十一号中訂正

## 訓 令

### 鳥取県訓令第三号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

課長補佐
広報室長
企業診断室長
県営林室長
漁港施設室長
総合整備室長

を

課長補佐
広報室長
総合整備室長
県営林室長

に、

児童相談所	喜多原学園	皆成学園	積善学園	保育専門学院	倉吉総合看護専門学校	専修職業訓練校	家畜保健衛生所	種畜場	蘭検定所	境港水産事務所	大山農地開発局	中部農業開発事業所	賀津ダム建設事務所
-------	-------	------	------	--------	------------	---------	---------	-----	------	---------	---------	-----------	-----------

を  
給食室長  
事務長  
に改める。

薬科医  
剂長長長

薬科医  
剂長長長  
病歴管理室長

に、  
室長  
事務長

室課  
長長

事務長

給食室長

事務長

に、

を

児童相談所  
喜多原学園  
皆成学園  
積善学園  
保育専門学院  
倉吉総合看護専門学校  
専修職業訓練校  
蘭検定所  
家畜保健衛生所  
大山農地開発局  
中部農業開発事業所  
境港水産事務所  
賀祥ダム建設事務所

に、

衛生研究所  
工業試験場  
食品加工研究所  
農業試験場  
果樹試験場  
野菜試験場  
畜産試験場  
中小家畜試験場  
蚕業試験場  
林業試験場  
水産試験場

を

衛生研究所  
工業試験場  
食品加工研究所  
農業試験場  
蚕業試験場  
果樹試験場  
野菜試験場  
畜産試験場  
中小家畜試験場  
種畜場  
林業試験場  
水産試験場

に、

附則

この訓令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先
内科	鶴原 一郎	米子市両三柳一八八〇番地 医療法人同愛会 博愛病院

鳥取県告示第八百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
横川齒科医院	境港市元町一、八〇〇	昭和五十四年九月十日

鳥取県告示第八百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名

登録の記号及び番号

登録の年月日

小 田 廉 弘 鳥医第二、三九二号 昭和五十四年九月七日

足 立 望 太 郎 鳥医第二、三九三号 "

川 本 浩 雄 鳥医第二、三九四号 "

岡 村 縁 鳥医第二、三九五号 "

鳥取県告示第八百二十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年九月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十三号

岩美郡国府町大字新井二二番地新井入会林野整備組合長土橋一弘から申請のあつた新井入会林野整備計画については、昭和五十四年九月十七日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關

する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

新井入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年九月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	存続期間	面 積
百谷銃猟 禁止区域	鳥取市百谷字安畑地内の県道福部鳥取線と旧市道百谷一号线との交差点を起点とし、同点から旧市道百谷一号线を北西に進み、鳥取市百谷字矢谷から旧城山国有林に通じる山道（通称矢谷山道）に至り、同山道を西方に進み、旧城山国有林境界石標二四五号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を北東に進み、同国有林境界石標三二三号に至り、同石標から鳥取市覚寺と同市百谷との境界を東方及び北東に進み、鳥取市と若美郡福部村との境界に至り、同境界を南東に進み、県道福部鳥取線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十四年九月二十六日から昭和六十四年九月二十 五日まで	二二二 ヘクタール
天神川銃 猟禁止区 域	倉吉市市道米田大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域及び県道巖城上難線の巖城橋から下流の小鴨川の河川区域	昭和五十四年九月二十六日から昭和六十四年九月二十五日まで	二五五 ヘクタール
県営生山 採種園銃 猟禁止区 域	日野郡日南町生山字板井谷山三一一の三一、三一一の三二、三一一の三三、三一一の三五、三一一の三六、三一一の三七以上六筆の全域	昭和五十四年九月二十六日から昭和六十四年九月二十 五日まで	六六 ヘクタール

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

昭和五十四年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十四年十月二日(火) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年九月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

- 一 日時 昭和五十四年九月二十七日(木) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他

### 公 告

昭和54年8月28日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和54年9月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種1類	
住山 安彌	石田 敏光
山本 雅之	小谷 哲
多内 幹男	前田 二郎
嵯峨里浩一	尾崎 利明
蓮佛 梶	木村 周二
梶 梶	金田 政徳
高間 力	高間 高間
吉村 敏夫	光徳 力
安藤 敏夫	安藤 敏夫
山田 敏夫	山田 敏夫
引田 拓史	引田 拓史
村上三喜男	村上三喜男
本角 芳昭	本角 芳昭
新名 芳昭	新名 芳昭
佐伯 康昭	佐伯 康昭
幸男 隆雄	幸男 隆雄
小林 幸男	小林 幸男
橋崎 隆雄	橋崎 隆雄
嘉賀 祐治	嘉賀 祐治
安藤 敏夫	安藤 敏夫
吉村 敏夫	吉村 敏夫
高間 力	高間 力
松本 敏夫	松本 敏夫
森脇 敏夫	森脇 敏夫
古川 敏夫	古川 敏夫
小谷 敏夫	小谷 敏夫
石田 敏夫	石田 敏夫
安彌 敏夫	安彌 敏夫
住山 敏夫	住山 敏夫

<p>甲種3類</p> <p>小林 幸男 尾崎 孝明 下山 武男 稲村 晴雄 安藤 諭</p> <p>東 文典 大西 明 沢 猛男 林原 守 岩根 孝寛</p> <p>岡島 克博 有本富士夫 野津 操 赤松幸太郎 大田 仁</p> <p>木原美喜男 山本 泰聖 前田 弘行 橋崎 隆雄 丸山 哲郎</p> <p>大倉 一之 岩田 正徳</p> <p>甲種5類</p> <p>稲村 晴雄 大西 隆夫</p> <p>乙種1類</p> <p>垣屋 弘之 磯井 清隆 小坂 務 池内 敏幸 柿田 正義</p> <p>前田 薫 山根 健治 吉谷 典雄 田中 幸夫 石橋 広紀</p> <p>村岡 干城 植田 明政 吉谷 武夫 大谷 直人 稲谷 直人</p> <p>乙種2類</p> <p>夏井 頼雄 吉谷 典雄 榎本 和則</p> <p>乙種3類</p> <p>佐々木康男 田口 誠吉 川田 充広</p> <p>乙種4類</p> <p>一村 和稔 山田 勇雄 山崎 善寿 増田 保博 泉本 熊典</p> <p>飛村 寿一 夏井 頼雄 森本 利美 池内 敏幸 田中 幸夫</p> <p>大村 収 大橋 幹男 吉田 耕吉 田中 浩 湯浅 俊久</p> <p>三好 和敏 小坂 和行</p> <p>乙種5類</p> <p>西村 孝一 内田 脩 足立 一幸 宇田川寛良</p>	<p>乙種6類</p> <p>住山 宏爾 内田 脩 入江 敏 佐々木康男 山根 健治</p> <p>西村 孝一 柴田 正温 岡島 伸英 原田健太郎 田中 保男</p> <p>小川 祐市 玉森 康弘 山根 正 小宮山喜代造 飛村 寿一</p> <p>柿田 正義 池内 敏幸 石田 健 谷村 芳美 上田 嘉夫</p> <p>仲田 邦治 小原 弘光 渡辺 進 天崎 清二 高橋 高青</p> <p>秋山 裕史 大西 英俊 宇田川寛良 三村 修米 高垣 好和</p> <p>乙種7類</p> <p>竹中 英昭 中村 篤雄 谷繁 公夫 柳原 賢朗 垣屋 弘之</p> <p>光森 良和 小宮山喜代造 木嶋 光男 三谷 健二 小椋 悟</p> <p>大西 隆夫 桑本 健治 藤原 重宣 上野 秀雄 上田 悦雄</p> <p>近岡 公英 山本 悦雄 湯浅 俊久</p>	<p>鳥取県</p> <p>鳥取県鳥取市東山一丁目</p> <p>【定理一部一箇月十日(送料を含む)】</p>
---	---	---

昭和五十四年四月十五日第三種郵便物認可